

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「社会の公器として、永続する事業体となる。常に長期的視点を持ち、社会に価値を提供し続けること、お役立ちできることを職分とする」ことを企業存続の目的としております。そのために、経営の効率性と健全性を高め、経営の透明性を確保するチェック機能を充実させることが不可欠であるとの認識に基づき、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
渋谷 一正	318,200	28.13
渋谷 順	277,800	24.56
株式会社SDV	144,000	12.73
日本証券金融株式会社	29,100	2.57
株式会社SBI証券	17,400	1.53
大和証券株式会社	13,800	1.22
CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED MAIN ACCOUNT	12,500	1.10
松井証券株式会社	10,700	0.94
マネックス証券株式会社	8,200	0.72
河端 敏博	7,800	0.68

支配株主(親会社を除く)の有無	渋谷 一正、渋谷 順
-----------------	------------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

株式会社SDVは、当社代表取締役会長である渋谷一正及び当社代表取締役社長である渋谷順の資産管理を目的として設立された会社であります。

渋谷一正及び渋谷順が同社の全株式を保有し、渋谷一正が代表取締役に、渋谷順が取締役に就任しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	6 月
-----	-----

業種	情報・通信業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の代表取締役会長である渋谷一正および代表取締役社長である渋谷順は支配株主に該当しております。当該支配株主との間に取引が発生する場合には、当社との関連を有さない第三者との取引における通常の一般取引と同様の条件であることを前提として判断する方針であり、少数株主の権利を保護するよう努めております。

また、関連当事者との取引については、取引の際に取締役会の決議を必要としております。こうした運用を行うことで関連当事者取引を取締役会において適宜把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
原 正紀	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
原 正紀	○	——	これまでの職歴および企業経営者としての経験を通じて幅広い知見と人脈を保有しており、当社の経営全般に中立的な立場で助言を頂戴するために社外取締役に選任しております。原正紀氏の経営する株式会社クオリティ・オブ・ライフとは平成26年6月期に少額の取引がありましたが、現在は取引を解消しております。また同氏とは、現在当社との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から監査計画や監査結果の説明を受けるほか、監査役監査の過程で発見された事項等について四半期に1度定期的に意見交換を実施しております。
 監査役と内部監査担当は、毎月1回意見交換を実施し、情報共有を行うとともに、年度監査計画や監査結果の報告書の確認を都度実施しております。また必要に応じて内部監査担当の実査などにも同行しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
永島 竜貴	税理士													
大鹿 博文	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
永島 竜貴	○	——	税理士資格を有し、税務・会計・経理の専門家として財務・会計に関する相当程度の知見を有しているため、社外監査役として選任しております。また、当社との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
大鹿 博文	○	——	税理士資格を有し、税務・会計・経理の専門家として財務・会計に関する相当程度の知見を有していること、また長年証券会社に勤務し、上場準備会社や上場会社の支援を行っていたことから、社外監査役として選任しております。また、当社との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現在、取締役及び従業員に対し、士気の高揚及び業績の向上を目的としたインセンティブ付与に関する施策は実施しておりませんが、今後の課題として当社に適したインセンティブ付与について検討していきたいと考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員報酬の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。取締役及び監査役の報酬総額は、それぞれ総額により開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、会社業績、前年度の業務執行、及び今年度の役割期待などを勘案し、取締役会で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートについては、経理管理Divisionにて行っております。取締役会の資料については、事前に経営管理Divisionより配布を行い、社外取締役及び社外監査役が十分な検討をする時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。社外監査役に対しては、常任監査役(常勤)が中心となり、必要な情報の収集や資料の提供などのサポートを実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

・取締役会

取締役会は6名で構成されています。毎月開催される定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会も開催され、経営上の重要な意思決定や業務遂行に対する監督を行っております。

・監査役会

当社は監査役会制度を採用しております。監査役会は3名の監査役で構成され、定期的に監査役会を開催しております。監査役会は1名の常任監査役(常勤)と、2名の非常勤監査役で構成されております。常任監査役(常勤)の林克久氏は他社での監査経験も豊富で、財務・会計に関する相当程度の知識を有しております。また、監査役は取締役の業務執行について監査・監督を行っております。

・会計監査人

会計監査人については、三優監査法人を選任しております。監査人に対しては、正しい経営情報を提供するため、正確な数値情報の提供にとどまらず、実施検査についても積極的に協力し、公平不偏の立場から適切な監査を実施するための環境を提供しております。

・内部監査担当

内部監査は全Divisionを対象とし、業務の効率性の追求のみならず、ガバナンス向上、法令及び諸規程の遵守及びリスク管理の確立を支援することにより、経営の合理化及び能率の促進に寄与することを目的としております。

・責任限定契約

当社は、定款において、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役または社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。なお、当社と社外取締役及び社外監査役は、同規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役もしくは社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社における企業統治の体制は、取締役会・監査役会制度を基本としております。

事業内容および会社規模等に鑑み、執行機能と管理監督・監査機能のバランスを効果的に発揮する観点から、前記のような体制が当社にとって最適であると考え、現状の企業統治体制を採用しております。

取締役会は社外取締役1名を含む6名の取締役で構成されており、取締役会にて十分な議論を尽くして意思決定を行っております。

また、監査役会は社外監査役2名を含む3名で構成しております。常任監査役(常勤)は取締役会のほか重要会議に出席し、経営及び業務執行への監視機能を果たしております。また、各監査役は内部監査担当との連携により内部管理体制の適正性を監視・検証しております。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は6月30日を決算日としておりますので、定時株主総会は9月に開催しております。そのため、集中日の問題は回避できていると認識しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページのIRサイトに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社等の支店等を利用して、個人投資家向け会社説明会の開催を予定しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び年度決算終了後に説明会の開催を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、各種説明会資料、有価証券報告書、その他開示資料を適時当社ホームページのIRサイトに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理Division IR担当が中心となり、対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、顧客、株主、従業員等、当社のステークホルダーに対して適時適切に会社情報を提供することが重要であると認識しております。決算説明会の実施や、決算短信ほか適時開示資料を当社ホームページでの掲載を通じステークホルダーに情報発信してまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、取締役会にて「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めており、概要は以下のとおりです。

1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

・取締役はコンプライアンス経営実践のため、法令・定款ならびに企業倫理を率先垂範し、コンプライアンス経営の維持・向上に積極的に努めるものとしています。

・内部統制委員会において、全社のコンプライアンス体制の構築支援を行い、取締役会及び監査役会に審議内容及び活動が報告されるものとしています。また、内部通報マニュアルを作成し、当社の従業員等がコンプライアンス上の問題点を直接報告できる体制としています。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

・取締役は、重要な文書等の情報を法令及び社内規程に従い、保存管理し、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとしています。

・情報セキュリティ方針を定め、情報を適切に管理することで、事業を継続させ、損害を減らし社会的な信用を高め企業価値を高めるための体制を構築・整備しています。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・リスク管理に係る規程・行動指針等を整備し、当該規程等に基づいてリスクカテゴリーごとの責任部署を定めるなど、全社のリスク管理体制の構築を推進しています。

・重要なリスクについては、内部統制委員会において分析・評価を行い、取締役会にて改善策を審議・決定するものとしています。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・全社の目標を定め、担当取締役はその目標達成のための効率的な方法を定めています。

・担当取締役は、目標達成の進捗状況について、取締役会において確認し、対応策を報告するものとしています。

・各取締役は適切に業務を分担し、業務分掌規程に基づき、効率的に意思決定を図るものとしています。

5) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席するものとしています。

・取締役及び従業員等は、監査役が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合、迅速かつ的確に対応することとしています。

・監査役は、代表取締役及び監査法人との意見を交換する機会を設けることとしています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と関係を持つことは、企業の社会的責任に反すると共に、当社の事業活動そのものの公平性が疑われるため、当社はこれらに対し、断固たる姿勢で組織的に対応いたします。

・反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社における反社会的勢力排除体制としましては、「反社会的勢力対応規程」を制定し、所轄部署は経営管理Divisionとして運用を行っております。万が一反社会的勢力による不正要求行為等が発生した場合にも、経営管理Divisionが中心となり、各都道府県の警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門家との連携をとれる体制を整備しております。

